

平成 31 年度就職氷河期世代に対する短期・集中的なセミナー事業に係る 提案書技術審査委員会 設置要綱

1 目的

平成 31 年度就職氷河期世代に対する短期・集中的なセミナー事業の総合評価落札方式を実施するに当たり、次のとおり「平成 31 年度就職氷河期世代に対する短期・集中的なセミナー事業に係る提案書技術審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、「平成 31 年度就職氷河期世代に対する短期・集中的なセミナー事業」に関し、応募者の提案を総合評価基準に照らし厳正かつ適正に審査・評価を行い、その結果、落札者としてふさわしい提案を行った応募者を契約担当官等に報告する。

なお、契約担当官等への報告は、「平成 31 年度就職氷河期世代に対する短期・集中的なセミナー事業」に係る総合評価審査事務を事務取扱範囲として任命された契約担当官等の一部補助者が行う。

2 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	（外部有識者）
委員	（外部有識者）
委員	（労働局職員）
委員	（労働局職員）

3 委員会の開催及び運営

委員会は神奈川労働局職業安定部職業安定課が招集及び開催する。

なお、委員会の庶務は、神奈川労働局職業安定部職業安定課が処理する。

4 設置期間

平成 31 年 3 月 1 日（金）～平成 31 年 3 月 18 日（月）

5 その他

この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委員長の決定により処理するものとする。